

関係私立幼稚園・認定こども園 設置者 様

大阪府教育庁私学課長

令和 6 年度大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業  
補助金交付申請書及び請求書の提出について（通知）

大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、該当園については、  
標記補助金交付申請書を下記のとおり提出してください。

記

1 提出書類

①補助金交付申請書（様式第 1 号、別紙 2、別紙 2-2、別紙 3（※））…各 1 部

※別紙 3 については、1 法人で複数園の申請をする場合のみ作成

②補助金交付請求書（様式第 4 号）…1 部

③別紙補助対象基準の 1-(1)から(5)を満たしていることが確認できる資料（※）…各 1 部

(i) 保護者や地域へ実施を周知するチラシ等

(ii) カウンセラーの氏名、資格、資格取得年月、資格有効期間が確認できる資料

(iii) 事業実施を周知するホームページを印刷したもの、又は事業案内看板（案内紙の園外掲示を  
含む）の写真

※③については、計画書提出時より内容に変更があった場合のみご提出ください。

実施日を都度周知している場合は、計画書提出以降、今回の提出までに実施日を周知したチラシ  
等を提出してください。

④要件確認申立書（様式第 1 号の 2）…1 部

⑤暴力団等審査情報（様式第 1 号の 3）…1 部

2 提出方法 郵送

3 提出期日 **令和 7 年 2 月 17 日（月）【必着】**

4 提出先 〒540-8570 大阪府中央区大手前 3-1-43 大阪府庁新別館南館 10 階  
大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ

5 補助金額 令和6年度の補助基準額は、実施回数に応じて次のとおりとする。

実施回数	補助基準額
年12回以上	250千円
年24回以上	500千円
年36回以上	750千円
年48回以上	1,000千円

- ・補助率が80%を超える場合は、80%を上限として補助金を交付（1万円未満切捨て）することとする。
- ・補助率 = 補助基準額 ÷ ( 補助対象経費の合計 - 利用者負担金 ) × 100

6 留意事項 ～必ずお読みください～

(1) 補助対象基準については、(別紙)を再度よくお読みください。

(2) **下記に該当する場合は、担当まで速やかにご連絡ください。**

・ 補助率が80%を超える場合

・ 事業計画書の提出後、事情により実施回数に変動した場合

(3) 別添の記入例を参考に、間違いのないようご記入をお願いします。

(4) 本事業の対象園は以下のとおりです。

・ 私学助成の交付を受ける私立幼稚園

・ 施設型給付の交付を受ける私立幼稚園及び認定こども園のうち、平成26年度大阪府私立幼稚園キ  
ンダーカウンセラー事業補助金の交付を受けた園 (ただし、地域子育て支援拠点事業や公定価格上  
の子育て支援活動費の対象とした場合(下記参照)を除く)。

認定こども園の公定価格基本分単価には、子育て支援活動費が含まれています。本補助との重複はできません  
ので御留意ください。

(事例A) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(以下「施行規則」  
とする)第2条に定める子育て支援事業として、キダーカウンセラー事業のみを実施している場合。

⇒ 公定価格基本分単価がキダーカウンセラー事業に充当されるため、本補助の申請はできません。

(事例B) 施行規則第2条に定める子育て支援事業として、キダーカウンセラー事業以外にも実施している場合。

⇒ 公定価格基本分単価はキダーカウンセラー事業以外の事業に充当されるため、本補助の申請がで  
きます。

【お問い合わせ先】 教育庁私学課 幼稚園振興グループ 担当：高田 電話：06-6210-9273